

わになつて みんなホカホカ 大鰐町

広報 おおわに

7月号
令和5年
(2023年)
No.738

今月のおもな内容

- ◆まちの話題 2
- ◆まちのお知らせ 3
- ◆こちら警察・消防 13
- ◆月替わりの掲載コーナー 14、15、16、17
- ◆おおわにから版 18
- ◆熱中症が増えています 21、22



大鰐温泉つつじまつり開催

つつじの名所として知られる茶臼山公園で、5月20日から24日まで第46回大鰐温泉つつじまつりが開催されました。開会式が5月20日、同公園の山頂広場で行われ、大鰐温泉観光協会の坂本府隆会長が「本日満開となった。3年休んだが手入れは欠かさなかった。植樹も58年目となり一万五千本に上る、町民みんな育てたつつじです」と挨拶を述べました。

その後、大鰐中学校吹奏楽部演奏などの催しが行われ、久しぶりのつつじまつり開催を盛り上げました。

台湾人観光客のお出迎えを行いました！

弘南鉄道（本社 平川市）が台湾の旅行会社と連携し、大鰐線の団体乗車を活用するツアーの受け入れを開始しました。その初回である5月24日には町職員らで、台湾人観光客を乗せた列車を大鰐駅でお出迎えし、歓迎の意を込め町のパンフレットを配布しました。

弘南鉄道で車窓を楽しんだ29人の観光客は、足湯を体験したあと町内の施設に宿泊し、大鰐での時間を満喫していました。

町では、今後も外国人観光客に対する「お出迎え」「おもてなし」等を通して、町の魅力を積極的に発信していきます。



大鰐小学校大運動会

大鰐小学校大運動会が5月21日、大鰐小学校グラウンドで行われました。開会式でのエール交換では、赤組、白組も優勝目指して健闘を誓い合いました。

競技が始まると、1年生から6年生まで元気いっぱいグラウンドを駆け回り、大勢の観客の前で練習の成果を精一杯発揮し、いきいきとした表情をたくさん見せてくれました。

租税教室を行いました

大鰐小学校6年生の授業にお邪魔して、租税教室を行いました。

税金がどのように使われているか、身近な施設を例に、クイズを通して理解を深めました。



令和5年度大鰐町職員採用試験の実施について

試験区分	募集人数	受験資格	申込締切日	第1次試験
行政職 (高卒程度)	2名程度	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者	7月27日(木)	9月17日(日) 大鰐町内

※日本の国籍を有しない者、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は受験できません。

※高卒程度とは、高校卒業者が対象ということではなく、試験問題の程度が高校卒業程度であるという意味です。受験資格を満たしていれば受験可能です。

●申込方法

受験申込書を以下の宛先まで郵送してください。締切日までに到着したものに限り受け付けます。

〒038-0292 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3
大鰐町総務課職員採用試験係宛

※受験申込書は、町ホームページからダウンロードできるほか、総務課で配布しています。

※郵送する際には、封筒に「受験申込」と明記してください。

※写真(カラー写真、縦4cm×横3cm)は、試験日から6か月以内に撮影したもので、裏面に試験職種と氏名を必ず記入して貼付してください。

●留意事項

- (1) 第2次試験の日程及び会場は、第1次試験合格者に合格通知とともにお知らせします。
- (2) この試験の最終合格者は、採用試験の得点順に採用候補者名簿に登載され、上位の者から意思を確認した上で採用します。採用の時期は、令和6年4月1日以降の予定です。なお、採用候補者名簿の有効期限は、令和7年3月31日までです。
- (3) 最終合格者であっても、受験資格を満たさないことが判明した場合は、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。また、受験申込書の記載事項に虚偽があった場合又は採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合は、採用されないことがあります。
- (4) 試験科目は、町ホームページに掲載しています。

●初任給

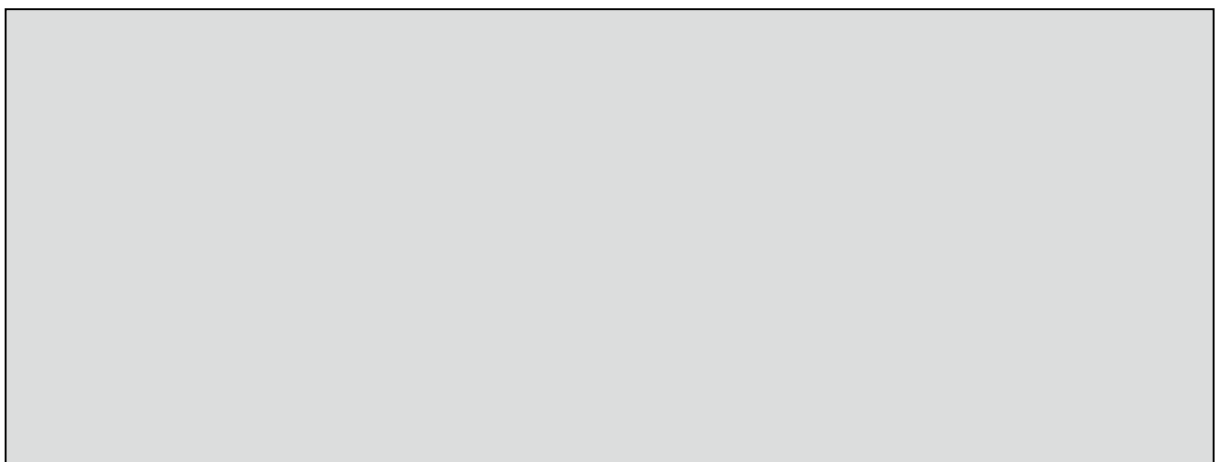
高校新卒者で158,900円

※初任給は、経験年数等により加算されることがあります。



■お問合せ 大鰐町総務課職員採用試験係 ☎48・2111 (代)

有料
広告



地域包括支援係だより

介護で仕事を辞める前に ご相談ください！

高齢化が進み、ご家族の介護を行う人が増えてきました。介護に直面した人の中には、「本当は働きたいが、介護のために仕事を辞めるしかない」と、離職する人がみられますが、働き方を少し変更したり、介護保険等のサービスを利用したりすることで、仕事と介護を両立させることができます。

仕事と介護の両立ポイント

- ① 職場に「家族等の介護を行っていること」を伝え、必要に応じて勤務先の「仕事と介護の両立支援制度」を利用する
- ② 介護保険サービスを利用し、自分で「介護をしすぎない」
- ③ 介護保険の申請は早目に行い、要介護認定前から調整を開始する
- ④ ケアマネジャーを信頼し、「何でも相談する」
- ⑤ 日頃から「家族や要介護者宅の近所の方々などと良好な関係」を築く
- ⑥ 介護を深刻にとらえ過ぎずに、「自分の時間を確保」する



※両立支援制度…介護休業、介護休暇、短時間勤務などの柔軟な働き方などを支援する制度

※ケアマネジャー…介護の知識を幅広く持った専門職

◎仕事と介護の両立のための制度について、詳しく知りたい場合は、『青森県労働局雇用環境・均等室 ☎ 017・734・4211』にご相談ください。

◎高齢者の生活で心配なことや介護の相談などは、『大鰐町地域包括支援センター ☎ 55・6569』にご相談ください。

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎ 55・6569（直通）

弘前圏域成年後見制度普及・啓発講座

ひとり暮らし高齢者等が増加し、家族による支援が難しくなる中で、成年後見制度をより身近なものにするため、普及・啓発講座を開催しています。今回は、財産管理などを代わりに行う人について、自ら選び契約で決めておく制度（任意後見制度）を学びます。

●とき 8月26日（土）10時～12時30分

●ところ 藤崎町文化センター（藤崎町大字西豊田）

●テーマ

「備えあれば憂いなし」任意後見制度について

●講師 小山 浩幸氏（弘前公証役場 公証人）

●対象 弘前圏域8市町村にお住まいの方

●参加料 無料

●申込み期限 8月16日（水）

●申込み方法 ファクスまたはEメール（住所・氏名・電話番号を記入）で申し込みを。

■お申込み・お問合せ

弘前圏域権利擁護支援センター（駅前町、ヒロ3階） ☎ 26・6557

E h8-kenri@titan.ocn.ne.jp

※日・月曜日休み

介護保険の認定を受けている皆さまへ

●介護保険負担割合証の更新について

7月下旬に介護保険の認定を受けている方全員に「介護保険負担割合証」が送付されます。

負担割合証には、介護保険サービスを利用する際の利用者負担割合が記載されており、有効期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

利用者負担割合は、前年中の所得に応じて「1割」から最大で「3割」となり、個人ごとに判定するため、同じ世帯でも負担割合が異なる場合があります。

負担割合	対象者
3割	次の①、②の両方に当てはまる方 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯の65歳以上の人（第1号被保険者）の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身で340万円以上、2人以上で463万円以上
2割	次の①、②の両方に当てはまる方 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯の65歳以上の人（第1号被保険者）の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身で280万円以上340万円未満、2人以上で346万円以上463万円未満
1割	上記以外の方

負担割合証は、介護保険のサービスを受ける際に、被保険者証と一緒にサービス事業者に提示してください。

●介護保険負担限度額認定証の更新について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）や短期入所サービス利用者の食費及び居住費（滞在費）は、原則自己負担となりますが、申請により介護保険負担限度額認定証の交付を受けた場合は、所得段階に応じた負担の軽減を行っています。認定証の有効期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

所得段階	対象者	
	所得要件	預貯金要件
第1段階	生活保護受給者	—
	本人、配偶者、その他世帯員全員が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	本人、配偶者、その他世帯員全員が市区町村民税非課税で、課税・非課税年金収入＋合計所得が80万円以下	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	本人、配偶者、その他世帯員全員が市区町村民税非課税で、課税・非課税年金収入＋合計所得が80万円超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②	本人、配偶者、その他世帯員全員が市区町村民税非課税で、課税・非課税年金収入＋合計所得が120万円超	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下

現在、有効期間が令和5年7月31日までの認定証をお持ちの方には、6月下旬に申請書を送付しますので、8月以降も引き続きサービスを利用する方は申請してください。

なお、郵送での申請も可能です。郵送で申請する場合は、負担限度額認定申請書のほか、通帳の写し（口座名義人や口座番号、最終残高が確認できる書類）及び定期預金等ある場合は、証書等の写しを同封の上、保健福祉課介護保険係までご提出ください。

～留意事項～

- 申請書の様式は町ホームページにも掲載しております。

[ホーム](#) → [くらしの情報](#) → [介護保険](#) → [特定入所者介護サービス費（食費・居住費の軽減）](#)

- 名義の通帳を複数お持ちの方はすべての通帳を記帳して写しを添付してください。
- 個人番号（マイナンバー）が不明の方は、未記入でも申請可能です。
- 負担限度額認定決定通知書の発送は8月下旬から順次発送予定です。

■お問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎55・6568（直通）

令和5年度の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付を開始します

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが難しいなどの場合は、未納にしないで「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きをおすすめしています。

令和5年7月1日から令和5年度分の受付を開始します。対象期間は令和5年7月分から翌年6月分までとなり、所得審査が行われます。申請は、原則として毎年度必要です。ただし、昨年度以前に全額免除や納付猶予の承認をされた方があらかじめ継続審査を希望されていた場合は、改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとして審査を行います。（失業等による特例免除承認者は年度ごとの申請が必要です）

また、昨年度申請時から世帯の変更があった方は問合せ先までご相談ください。

（参考）国民年金保険料の免除・納付猶予・学生特例申請の種類と所得調査方法

申請可能な対象者		申請区分	所得の調査対象者
国民年金被保険者	学生以外の方	免除申請	本人・世帯主・配偶者 (失業特例制度の利用時) →世帯主・配偶者
	学生以外の方 (50歳未満の方)	納付猶予申請	本人・配偶者 (失業特例制度の利用時) →世帯主・配偶者
	学生の方	学生納付特例申請	本人のみ

◎未納のままにしておくとは…

- 1 障害や死亡といった不慮の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。
- 2 老齢基礎年金を、将来的に受けられない場合があります。

■お問合せ

日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004
住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

災害情報を入手し、早めの準備、安全行動を！

【防災行政無線】

災害発生が予想される場合や大規模火災情報は、屋外スピーカーにより、避難情報などを一斉に放送します。

聞き取れないときは、窓を開けて聞くか、屋外に出て聞き取る行動をしてください。

▽電話応答サービス

放送内容が聞き取れなかったり、放送内容をもう一度確認したい時は、24時間以内に放送した内容を、次の電話番号で確認できます。

☎ 48・3539



■お問合せ

総務課消防防災係 ☎48・2111（代）

【大鰐町防災あじゃらメール】

大鰐町では、町民の皆さんに対し、防災情報をはじめ、町のイベントや農業等の様々な情報をメール配信しています。

次の登録用アドレスにアクセスし、空メールを送信すると、登録用のメールが返信されてきますので、画面の指示に従い必要事項を入力すると、登録することができます。

<https://bosai.town.owani.lg.jp/mailemailsend.php>

カメラ機能付きの携帯電話をお持ちの方は、下記のQRコードをご利用ください。



【大鰐町防災あじゃらメール】

<https://bosai.town.owani.lg.jp/>

令和5年度の介護保険料について

令和5年度の第1号被保険者（65歳以上）の方が納める介護保険料額は、ご本人及び世帯員の令和4年中の所得や令和5年度の町民税の課税状況によって決定します。なお、令和5年度中に65歳になった方や大鰐町に転入した方は、加入期間に応じて月割で保険料を計算します。

介護保険料の決定通知書は7月上旬にお送りします。介護保険料額や納付方法について必ずご確認ください。

【令和5年度介護保険料】

区 分	対 象 者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、または本人及び世帯全員が住民税非課税の方で、課税年金収入額等が80万円以下、または老齢福祉年金受給者の方	24,120円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税の方で、課税年金収入額等が80万円超～120万円以下の方	40,200円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税の方で、課税年金収入額等が120万円超の方	56,280円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の誰かに住民税が課税されている方で、課税年金収入額等が80万円以下の方	72,360円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯の誰かに住民税が課税されている方で、課税年金収入額等が80万円超の方	80,400円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	96,480円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上～210万円未満の方	104,520円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上～320万円未満の方	120,600円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方	136,680円

【保険料の納め方】

徴収方法	対 象 者	納 め 方
特別徴収	年金が年額18万円以上の方	偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます。
普通徴収	年金が年額18万円未満の方等	町から送付された納付書を持参し、指定の金融機関またはコンビニエンスストア、役場会計課窓口で納めていただくか、指定のスマートフォンアプリ（PayPay等）での電子決済で納めることができます。 また、銀行口座から保険料が自動的に支払われる口座振替の利用が可能です。利用を希望する場合は、通帳、通帳届出印、納付書を持参して、指定金融機関で申込みしてください。（口座振替の開始は、申込みの翌月以降となりますのでご注意ください。）

●介護保険料を滞納すると・・・

介護サービスを利用する際に、負担割合の引き上げや、利用料をいったん全額支払うなどの給付制限が課せられる場合がありますので、納め忘れのないようご注意ください。

■お問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎55・6568（直通）

◎被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

◎世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。

●保険料の減免等

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、ご相談ください。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017・721・3821

後期高齢者医療保険料
第1期 納付期限
令和5年7月31日（月）まで！

国民健康保険被保険者のみなさまへ

●「国民健康保険被保険者証」の更新について

令和5年8月1日からの新しい被保険者証（保険証）を、7月下旬に簡易書留（※）により郵送予定です。お手元に届きましたら、記載事項等のご確認をお願いします。

また、70～74歳の方には、「被保険者証」と「高齢受給者証」を一緒にした「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

なお、現在お使いの被保険者証は、有効期限（7月31日）が過ぎましたら、住民生活課④番窓口へ返還していただくか、裁断のうえ、確実に破棄してくださるようお願いいたします（郵送による返還もできます）。

※簡易書留…配達員から受取人への手渡しで、受取時にはサインか押印が必要。不在の場合、「不在連絡票」がポストに投函されます。不在連絡票に記載の保管期間中は郵便局へ、保管期間が過ぎた場合は、役場住民生活課国保年金係までご連絡ください。

●「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

申請により、「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、一定額（自己負担限度額）までの支払で済みます。

現在交付している証の有効期限が7月31日までとなっておりますので、引き続き認定を受けたい方は、役場住民生活課④番窓口において、申請の手続きをお願いします。申請の際は、被保険者証、印鑑、世帯主と対象者の個人番号カードまたは個人番号がわかるものと本人確認書類を持参してください。また、申請者と別世帯の方が手続きをする場合は委任状が必要となります。

～70歳になる方は保険証が切り替わります～

年度途中で、70歳に到達される被保険者の方は、「被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

適用日：誕生日が1日の方…誕生日を迎えた日（例：1月1日→1月1日から）

誕生日が2日以降の方…誕生日の翌月1日（例：1月2日→2月1日から）

いずれの場合も、適用日の前月下旬に発送します。

交付された保険証は記載内容を確認し、かかりつけ医等に保険証が切り替わった旨を伝えましょう。

有効期限の切れた保険証は、窓口へ返却していただくか、裁断等の上確実に破棄してください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

75歳以上のみなさまへ ～後期高齢者医療被保険者のみなさまへ～

●「被保険者証」の更新

被保険者証をお持ちの方に、8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。

※令和4年中の所得状況によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。期限の切れた被保険者証は破棄するか住民生活課国保年金係へ返還してください。

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します。更新手続の必要はありません。

新たにこれら認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑、個人番号がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）を持参の上、住民生活課国保年金係で手続きしてください。

●令和5年度の保険料

（1）令和5年度保険料について

均等割額 (被保険者全員が納める額)	+	所得割額 (所得に応じて納める額)	=	保険料 (限度額66万円)
44,400 円		基礎控除後の所得 (※1) × 8.80%		

◎均等割額はこれまでと変わりません。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。

（2）令和5年度保険料の軽減措置について

◆所得が低い方の軽減

・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和5年度は次のとおりとなります。

令和5年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等 (※2) の数 - 1) 以下	7 割
43万円 + (29万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者等 (※2) の数 - 1) 以下の世帯	5 割
43万円 + (53.5万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者等 (※2) の数 - 1) 以下の世帯	2 割

※2 給与所得者等（給与所得を有する者、または公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用）

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。
- ・所得割額の負担はありません。

低濃度P C B廃棄物の調査及び期限内の処分をお願いします！

ポリ塩化ビフェニル（P C B）は、かつて事業用の電気機器の絶縁油などに使用されてきた化学物質です。しかし、人体に有害であることが分かり、既に製造が中止されたものの、今でもP C Bを含んだ機器が発見されています。

低濃度P C Bとは、濃度が0.5mg/kg超5,000mg/kg以下のP C Bで汚染された絶縁油等を指します。低濃度P C Bを含んだ電気機器には、製造後30年以上（一部例外あり）経過した変圧器や電力用コンデンサー等の高圧受電機器の他に、X線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、昇降機制御盤などに組み込まれている低圧コンデンサーがあります。

また、低濃度P C Bが使用された古い低圧進相コンデンサー（モーターで稼働する設備や業務用冷凍・冷蔵庫などの電気機器の力率を改善する目的で設置される小型のコンデンサー）が配電盤や壁などに残されたままとなっている例も多数確認されています。

P C B廃棄物は、下表の期限までに処分することが法律で義務付けられています。

今一度、低濃度P C Bが使用された電気機器がないか事業所内を確認し、発見された場合は、速やかに県への届出を行うとともに、期限内に処分するようにお願いします。

なお、期限までに処分しなかった場合、法律により処罰されることがあります。

◆ P C B廃棄物の処分期限

種 類		処分期限
高濃度P C B廃棄物	変圧器・コンデンサー等 ^{※1}	令和4年（2022年）3月31日【終了】
	安定器・小型電気機器等 ^{※1}	令和5年（2023年）3月31日【終了】
低濃度P C B廃棄物 ^{※2※3}		令和9年（2027年）3月31日

※1 万が一、これらの機器を発見した場合は、速やかに県にご連絡ください。

※2 通電中の電気機器などに近づくと、感電のおそれがあり大変危険です。

必ず専門の業者に依頼して確認してください。

※3 使用中のコンデンサーなどの絶縁油封じ切り機器をP C B濃度の測定のために穴を開けた場合、当該機器は使用不可能となります。

【一例】



【変圧器】

詳しくは、青森県HP

P C B

検索



■お問合せ

青森県環境保全課 ☎017・734・9584（直通）

中南地域県民局環境管理部 ☎31・1900（直通）

令和5年度就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験について

国では、学校教育法第十八条の規定により、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子等に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するための試験を実施しており、合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。

受験を希望する場合は青森県教育庁生涯学習課までお問い合わせください。

●期日 令和5年10月19日（木）

●場所 青森県庁南棟5階教育委員会室

●受験案内配布期間

令和5年7月3日（月）から令和5年9月1日

（金）まで

（青森県教育庁生涯学習課及び文部科学省担当課にて配布）

●願書受付期間

令和5年7月3日（月）から令和5年9月1日

（金）まで

（金）まで

■お問合せ 青森県教育庁生涯学習課

☎017・734・9887

住民生活課窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参ください

「住民票」や「戸籍証明書」等を交付する際に、個人情報保護となりすましによる不正取得防止のため、窓口にお越しの方の本人確認を行っております。

本人確認書類がない場合は住民票等の交付をお断りしておりますので、窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参くださるようお願いいたします。

特に印鑑証明書は、「**印鑑登録証（カード）**」がなければ交付ができませんのでご注意ください。

●本人確認書類の例（有効期限内のものに限る）

顔写真が付いているもの ※いずれか1つを持参	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、障害者手帳
顔写真が付いていないもの ※いずれか2つを持参	健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、医療費受給資格証、年金手帳、年金証書、学生証、生活保護受給者証

●委任状が必要な場合

窓口に来る方が次に該当する場合、申請者（使う方）からの委任状が必要です。

住民票	申請者、申請者と同じ世帯以外の方 ※世帯分離をしているときは親子でも委任状が必要です。
戸籍謄抄本等	申請者、申請者の配偶者、申請者の直系親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方
身分証明書	申請者以外の方
印鑑の登録	申請者以外の方 ※印鑑証明書は、印鑑登録証（カード）を提示すれば代理人でも委任状不要。

※委任状の用紙は、窓口でお渡ししているほか、町ホームページにも掲載しております。

●マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードの夜間窓口では、事前にご予約いただいた方のみ、顔写真の撮影から申請手続きまでを無料で行います。

【来庁予約はこちらから】

スマートフォン：



電話：55・6563（平日8時30分～17時）

【必要書類】申請書と本人確認書類

- ・申請書の再交付を行っておりますが、再交付には本人確認書類が必要です。
- ・申請書があれば、スマートフォン・パソコンから申請ができます。詳しくはこちら



■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

マイナンバーカードに関する手続きのための夜間窓口の開設について

夜間窓口は毎週木曜日（祝日等で閉庁日の場合は前日）に開設しています。

受付時間は、17時～19時となります。手続きをご希望される方は、事前予約をしてください。

●インターネットからのご予約
スマートフォン・パソコン



町HP・「くらしの情報」↓「マイナンバー制度」↓「マイナンバーカード交付・申請来庁予約」↓「受取予約」又は「申請予約」へ

●お電話でのご予約
☎55・6563（平日8時30分～17時）

お手元に、住民生活課から送付されたハガキをご用意していただき、ご希望の日時を決めていただいて、お電話口でマイナンバーカード予約の件とお伝えください。

※予約は、約1か月前までできます。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎55・6563（直通）

令和5年度大鰐町事業者パワーアップ推進事業補助金について

町では、地域経済の活性化を図ることを目的に、町内の中小企業者及び小規模事業者が行う取組に係る経費を補助します。

●補助対象事業者（①～④すべてに該当すること）

- ①町内に本社の登記がある法人又は町内に事業所を有する個人事業主であること。（医師、歯科医師及び個人の農林業者を除く。）
- ②令和4年分の確定申告又は住民税の申告において事業による収入額が総収入額の5割以上を占めていること。（令和5年4月1日以降に事業を開始した者については、この限りではない。）
- ③補助金の申請日において事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- ④大鰐町暴力団排除条例（平成23年大鰐町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条例第5条第2項に規定する暴力団員に該当しない者。

●補助対象事業

令和5年4月1日～令和6年2月29日までに実施する地域活性化に資する事業（店舗改修等に係る経

費、ホームページ制作に係る経費等）

●補助率及び補助限度額

補助対象経費の合計額の4分の3に相当する額又は20万円のいずれか少ない額（消費税・地方消費税を除く）

●申請方法

申請書に必要書類を添え役場企画観光課へ郵送してください。

●受付期間

令和5年6月12日（月）から令和6年2月29日（木）まで

詳細については、町ホームページか、概要チラシをご覧ください。（概要チラシは、役場企画観光課・中央公民館・総合福祉センター・商工会・地域交流センター「鰐 come」に設置してあります。）

■お問合せ

企画観光課観光商工係 ☎55・6561（直通）

公立小・中学校臨時的就職員の募集について

公立小・中学校において、児童・生徒の指導に当たる講師（臨時的就職員）を募集しています。「短時間ならできそう」、「来年度から働きたい」など、お気軽にお問合せください。

●応募資格

小・中学校の教員免許状を所有している人

●応募方法

ホームページ（二次元コード）から「青森県公立学校臨時的就職員志願書」を印刷・記入の上、持参または郵送してください。

●中南地区ベーパーティーチャー向けセミナー

教員免許状を所有しているが、現在教育職に就いていない方を対象にセミナーを随時開催しています。

詳細はホームページ（二次元コード）を御覧ください。



■お問合せ 県教育庁中南教育事務所
（弘前市蔵主町4） ☎32・4451

有料広告

町税は「地方税お支払サイト」からお支払できます

納付済通知書の右下にeL-QRが印字されている納付済通知書は、地方税お支払サイトからのお支払が可能です。

24時間365日、ご自宅やお出掛け先からでもお支払手続きができますので、ぜひご利用ください。

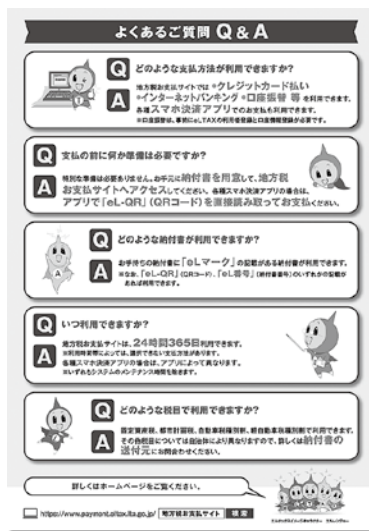
詳しくは地方税お支払サイトのホームページをご覧ください。



【地方税お支払サイトから納付できる町税】

- ・町県民税（普通徴収分）
- ・固定資産税（鉱泉地分の納付はできません）
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税

■お問合せ 税務課収納係 ☎55・6562（直通）



農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

町では、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、次期農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

【農業委員】

▽主な役割

農地の権利移動等の申請の許可、決定等の審査にかかる会議への出席や、農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積活動等。

▽対象

農業に関する見識を有し、農業委員会の所掌する事項などに関しその職務を適切に行うことができる者。

▽定数 10人

【農地利用最適化推進委員】

▽主な役割

農業委員と連携し、農地の権利移動等に係る現地確認、遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや農地所有者等への働きかけ、担い手への農地集積など担当する区域内での推進活動等。

▽対象

農地利用の最適化の推進に熱意と見識を有し、担当する地区内において推進活動ができる者。

▽定数 5人

【共通事項】

▽応募方法

自薦または他薦（団体推薦または3人以上の連名で推薦）

規定様式に必要な書類を添えて、持参又は郵便でお申し込みください。

※様式は役場農林課・農業委員会事務局で用意しているほか、町ホームページに掲載しています。

▽受付期間

令和5年7月3日（月）～令和5年8月4日（金）必着

▽任期

農業委員（令和6年4月1日～令和9年3月31日）
農地利用最適化推進委員（委嘱の日～令和9年3月31日）

▽その他

農業委員会の活動が、地域農業の将来を見据えた取り組みとなるよう、女性や青年農業者、認定農業者等の担い手、農業の振興に理解のある住民等からのご応募をお待ちしております。

■お問合せ

農林課 ☎55・6574（直通）

農業委員会 ☎55・6592（直通）

令和5年度全国統一防火標語

火を消して

不安を消して つなぐ未来



甲種防火管理新規講習 該当する施設は受講を！

●とき

【第2回】 8月24日(木)・25日(金)

1日目…9時30分～16時10分

2日目…9時30分～16時20分

(2日間の受講が必要です。)

●ところ

岩木文化センターあそべる「1階ホール」(弘前市大字賀田一丁目18番地4)

●定員 100名

●申込み 【第2回】 7月24日(月)～28日(金)

消防本部予防課が最寄りの消防署・分署で受付します。なお、申し込み受付期間内であっても定員になり次第、受付を終了いたします。

●受講料

講習料は無料ですが、事前に書店等でテキストを購入していただきます。

※講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも見ることができますのでご覧下さい。

(<https://www.hirosakifd.jp/>)

●その他

新型コロナウイルス感染症対策のため、講習会はマスクの着用をお願い致します。なお、感染拡大状況によっては、安全確保の観点から中止や日程変更の可能性あります。

■お問合せ

弘前消防本部予防課 ☎32・5104

青森県防災航空隊との 合同訓練を実施します

弘前地区消防事務組合東消防署と南分署は、青森県防災航空隊との合同訓練を行います。

当日はヘリコプター飛行、離着陸の際には大きな音がします。安全には十分配慮しております。また諸事情により訓練場所への見学はお断りしておりますので、何卒ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

●期日

令和5年7月20日(木)及び7月21日(金)

●時間

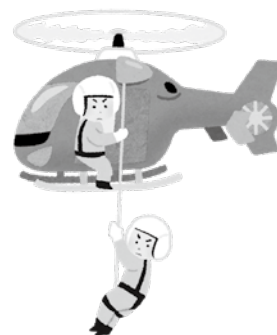
両日とも10時～12時

●場所

大鰐あじゃら公園ラグビー場(南津軽郡大鰐町大字大鰐字出張沢)

■お問合せ

東消防署 ☎27・1151



■大鰐町内の火災・救急発生状況(令和5年5月末現在)

	令和5年	前年比
火 災	2件	+ 1件
救 急	184件	+ 6件



夏の水難を防止しよう

青森県では昨年（令和4年）、19件の水難が発生し、22人の方が水難に遭っています。特に7月と8月は合計8件の水難が発生しており、9人の方が水難に遭っています。

●子どもの水難防止

- ①天候の変化に注意し、悪天候の時には海や川に近づかないようにしましょう。
- ②危険な場所がないか確認し、危険な場所では子どもを遊ばせないようにしましょう。
- ③必ず大人が付き添って、子どもから目を離さないようにしましょう。
- ④釣りをする時やボートに乗る時などは、必ずライフジャケットを着用しましょう。
- ⑤急な増水で水没するおそれがある、河原や中州、川幅の狭いところに注意しましょう。

夏の交通安全県民運動のお知らせ

●期間 7月21日（金）から7月31日（月）まで

●運動の重点

- ①子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上
- ②自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ③全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ④飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

高齢者講習等の早期受講についてのお願い

運転免許証の有効期間満了時に70歳以上になる方は、運転免許証更新手続の前に高齢者講習等を受講しなければなりません。

- 70歳～74歳の方⇒・高齢者講習のみ
○75歳以上の方 ⇒・運転技能検査（対象者のみ）
・認知機能検査
・高齢者講習

高齢者講習等の該当の方には、有効期間満了日の約6か月前までに「運転免許証の更新に伴う通知書（はがき）」を送付しています。

通知書を確認し、希望する実施場所へ直接電話予約

をしてください。

●運転免許センターにおける高齢者講習の実施について

▷実施日 毎月第2、第4金曜日（祝日及び年末年始を除く）

▷実施場所 青森県運転免許センター（青森市大字三内森丸山198番地4）

【予約先】 青森県警察本部交通部運転免許課（青森県運転免許センター内）

▷受付時間 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9時～16時

▷電話番号 017・782・0081（代表）

▷担当 高齢運転者等支援係

君の正義が誰かの笑顔に

警察官B（大卒以外）及び警察事務（高卒程度）を募集します！

●受験資格等

受験職種	採用予定人数	受験資格
警察官B（男性）	未定	平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（以下「大学」という。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）を除く。
警察官B（女性）	未定	
警察事務（高卒程度）	未定	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

警察官B（男性）は、第2志望を神奈川県又は警視庁のどちらかを選択することができます。詳細は各都県にお問い合わせください。

●受付期間

【警察官B】 7月14日（金）～9月1日（金）

【警察事務】 8月1日（火）～8月25日（金）

●第1次試験 9月24日（日） 青森市／八戸市／弘前市

■受験手続及び案内、その他のお問合せ

【警察官B】

- ・青森県警察本部警務課人事・採用係
☎017・723・4211

- ・県内各警察署

- ・青森県警察ホームページ（https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/keimu/saiyo_index.html）

【警察事務】

青森県人事委員会事務局任用担当

☎017・734・9829（直通）

第三十回増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会結果

期日 令和五年五月二十日

手古奈賞

一門の句碑守る山のつつじ燃ゆ
火の色に山駆け上るつつじかな
百年ののちもこの山この躑躅

増田 善昭選

総合成績

①榊せい子（青森市）②小田桐素人（弘前市）③対馬迪女（弘前市）
④西川無行（八戸市）⑤吉田千嘉子（八戸市）⑥阿保子星（弘前市）⑦菊池啓子（大
鰐町）⑧岩村多加雄（階上町）⑨菊池つる（大鰐町）⑩野風さやか（弘前市）⑪西
鯖男（青森市）⑫木田多聞天（弘前市）⑬小泉静子（八戸市）⑭今椿（平川市）⑮
木村秋湖（青森市）⑯小出登志子（青森市）⑰水生けいこ（弘前市）⑱清水雪江（弘
前市）⑲南美智子（鯨ヶ沢町）⑳高森ましら（青森市）

【大鰐町長賞】

【大鰐町議会議長賞】

【大鰐町教育長賞】

【青森県俳句懇話会会長賞】

特別賞

【俳人協会青森県支部長賞（宿題賞）】

【青森県現代俳句協会会長賞（席題一賞）】

【日本伝統俳句協会青森県支部会長賞（席題二賞）】

席題入選句 席題一「大鰐町吟行句」

天位 薫風の寄り合ふところ茶白山

地位 桐の花小鳥間近く野にあそぶ

人位 日傘さし湯の町小唄口ずさむ

天位 薫風の寄り合ふところ茶白山

地位 湯の街に橋のいくつや夏燕

人位 郭公の声の近さや茶白山

藤田 豊子

築館 秋水

須郷 権太

天位 いささかの翳りも無かりつつじ山
地位 壱萬五千本の躑躅が揺れて山揺るる
人位 物置の古びし庵山薄暑

天位 あじやら山つわものどもの草いきれ
地位 湯の町に昭和を偲ぶ薄暑かな
人位 熊ん蜂に懷かれてをり茶白山

席題入選句 席題二「万緑」

榊 せい子
小田桐素人
対馬 迪女
榊 せい子

天位 万緑や湯の町見ゆる丘に佇ち
地位 万緑や泣面山へ日の燦と
人位 大鰐の万緑の中川静か

阿保 子星
吉田千嘉子
菊池 つる

天位 万緑の湯や獣めく石の鰐
地位 万緑や木管楽器地に置きて
人位 万緑や水屋に使ふ水の音

木村 秋湖選
吉田千嘉子
樽澤 福子

天位 万緑に埋もれ無人のジャンプ台
地位 万緑や駆け行く時をいとほしむ
人位 分け入れば万緑の中我一人

野風さやか
対馬 迪女選
吉田千嘉子

天位 万緑が包む秘湯といふところ
地位 万緑や応援団の声太し
人位 万緑の中ヒロシマに光陰

岩村多加雄
小出登志子

木田多聞天選

対馬 迪女

小野 寿子

佐藤いく子

吉田千嘉子選

関 柳人

斎藤ひでを

榊 せい子

小野 寿子選

榊 せい子

七戸富美子

木村 詩織

草野 力丸選

西 鯖男

高野万津江

対馬 迪女

長内 幸子選

松田由美子

五十嵐陽子

菊池 啓子

大瀬 響史選

木村 秋湖

木田多聞天

水生けいこ

事前投句者 二〇九名
大会参加者 八十一名



行事予報



7 月

■天候等による日程の変更にご注意ください

21日 (金) ~ 8 月中旬 ○大鰐温泉サマーフェスティバル

29日 (土) ~ 31日 (月) ○丑湯まつり (29日 温泉祈禱式)

8 月

1日 (火) ~ 7日 (月) ○大鰐温泉ねぶたまつり 1日、3日合同運行 (雨天時2日、4日に順延)

12日 (土) ○大鰐町二十歳の集い (受付: 9時30分~/集い: 10時~/大鰐町中央公民館)

【お願い】 8月1日、3日 (合同運行日) は駅駐車がねぶたの集合場所となりますので、午後からの駐車は他所のご利用をお願いいたします。

◎『広報おおわに』に掲載の各種催しについて

本誌に掲載した各種催し・教室等について、天候等の影響や社会情勢により、中止や延期、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

■5月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん (地区名)

- ・ 齋 藤 ^{はる} 遥 ^と 斗 (早瀬野)
- ・ 山 田 ^{あき} 煌 ^と 士 (元長峰)
- ・ 神 ^え 依 ^{れん} 蓮 (大鰐9)



おくやみもうします

亡くなった人 (年齢) 地区名

- ・ 山 田 と し (103歳) 唐牛
- ・ 山 本 満 代 (73歳) 蔵館5B
- ・ 山 田 隆 昭 (57歳) 宿川原
- ・ 宮 元 幸 子 (80歳) 蔵館1
- ・ 三 浦 サ エ (82歳) 八幡館
- ・ 齋 藤 ノ ブ (91歳) 元長峰
- ・ 佐 藤 芳 晴 (67歳) 大鰐10

- ・ 佐 藤 ヨ シ (95歳) 三ツ目内A
- ・ 下 山 繁 貴 (73歳) 三ツ目内B
- ・ 須 藤 カツエ (82歳) 大鰐1
- ・ 小 堀 紀 子 (79歳) 居土
- ・ 木 田 イツ子 (82歳) 三ツ目内A
- ・ 前 田 俊 一 (70歳) 宿川原

大鰐町の人口と世帯数

令和5年5月末日現在

人 口	8,575人
前月比	-14人
男	3,949人
女	4,626人
平均年齢	56.9歳
世帯数	4,092世帯
前月比	-11世帯

法人の設立・異動等の届出は お忘れなく

次の場合には、地域県民局県税部に届出書の提出が必要となります。

- ①法人を設立したとき
 - ②法人を解散・清算したとき
 - ③法人の所在地、名称、代表者、資本金、事業年度等に変更・異動が生じたとき
- 添付書類等の詳細については、左記までお問い合わせください。

なお、届出書の用紙は、当県税部に備えてあるほか、青森県庁ホームページからもダウンロードしてご利用いただけます。詳しくは、ホームページで「各種申請用紙ダウンロード」法人県民税・法人事業税（https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/010_02houjin.html）を検索してください。

問 中南部地域県民局県税部課税第一課
☎ 32・1131（内線228）

黒石養護学校公開

県立黒石養護学校は、「学校公開」を実施します。

●日時 令和5年9月1日（金）9時40分～11時30分

●内容 学校の概要説明、授業公開

●申込み 8月21日（月）までに電話またはFAX

※申込用紙、詳細は学校ホームページに掲載

問 黒石養護学校

☎ 54・8260 F 54・8261

URL <http://www.kuroishi-shien.asn.ed.jp>

放送大学入学生募集のお知らせ

放送大学では、2023年10月入学生を募集しています。

『大学を卒業したい』『働きながらスキルアップしたい』『学びを楽しみたい』『空いた時間を有効に使いたい』など、それぞれの目的で様々な年代や職業の方が学んでいます。

入学試験がなく、「学びたい」という気持ちがあれば、誰でも入学できます。

受講から単位認定試験までオンラインでできるため、『ウィズコロナ時代の学び方』としても注目を集めています。

出願期間は2023年9月12日まで。

資料を無料でお送りしますので、お気軽に放送大学青森学習センターまたは八戸サテライトスペースまでご請求ください。

問 青森学習センター

☎ 38・0500

八戸サテライトスペース

☎ 0178・70・1663

URL <https://www.ouj.ac.jp>

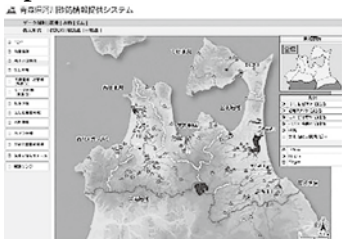
青森県河川砂防課からのお知らせ

●大雨洪水に備えて・・・河川防災情報を提供しています。

◆身近な河川の水位等をチェックしましょう。

・「河川砂防情報提供システム」では、国・県・気象庁が観測している雨量・河川水位・ダム情報等を確認できます。早めの情報収集、避難準備を心掛けましょう。

URL：<https://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>



（携帯電話版）



（スマートフォン版）

◆ご家庭のテレビで、河川の水位が確認できます。

「地上デジタル放送」の「データ放送」で、河川水位情報をわかりやすく、ご家庭のテレビで確認できるようになりました。



・操作方法は至って簡単。

NHK総合にチャンネルを合わせ、テレビのリモコンの「dボタン」を押して、TOPメニューの「防災・生活情報」を選び、決定ボタンを押して「河川水位情報」を選択します。

■お問合せ

県土整備部河川砂防課 企画・防災グループ ☎017・734・9662

中南部地域県民局地域整備部 河川砂防施設課 ☎34・1283



第27回万国ホラ吹き大会が開 催されました！

第27回万国ホラ吹き大会が6月3日、大鰐町地域交流センター「鰐come」で開催されました。

昨年の大雨の影響で石の塔への登山はできませんでしたが、ホラ吹き大会は4年ぶりに一堂に会する形での開催となりました。小学生の部には、大鰐小学校から2組4名、一般の部には、秋田県大館市やむつ市などから6名が参加し、自慢の大ボラで会場を大いに盛り上げました。

大会結果については次のとおりです。

●仙人 工藤 勝則（大館市）

●達人 鈴木 昭雄（田舎館村）

●名人 清水 稼志男（藤崎町）

●師範 佐藤 武夫（六戸町）、佐々木 公司（大館市）、笹沼 正悦（むつ市）

●特別賞（2人1組）

原田 椿妃、岩澤 花奈（大鰐小4年）

阿部 健太郎、佐々木 虎之助（大鰐小6年）

自衛官採用試験のご案内

募集種目	資格	受付期間	試験日（試験会場）
第2回 一般曹候補生			【1次】 令和5年9月16日 【2次】 令和5年10月23日～ 令和5年10月25日の1日
第3回 自衛官候補生 （男 子）	18歳以上33歳未満の者 （32歳の者は、採用予定月の 末日現在、33歳に達してい ない者）	令和5年7月1日～ 令和5年9月5日まで	【WEB 試験】 令和5年9月18日～ 令和5年9月20日 【口述・身検】 令和5年9月25日～ 令和5年9月29日の1日
第3回 自衛官候補生 （女 子）			【WEB 試験】 令和5年9月18日～ 令和5年9月20日 【口述・身検】 令和5年9月29日
航空学生 （パイロット）	高卒者（見込含）または高専 3年次修了者（見込含） 海：18歳以上23歳未満の者 空：18歳以上21歳未満の者	令和5年7月1日～ 令和5年9月7日まで	【1次】 令和5年9月18日 【2次】 令和5年10月14日～ 令和5年10月19日の1日
防衛大学校学生 （一 般）		令和5年7月1日～ 令和5年10月18日まで	【1次】 令和5年10月28日 【2次】 令和5年11月28日～ 令和5年12月2日の1日
防衛医科大学校 （医学科学生）	高卒者（見込含）または高専 3年次修了者（見込含） 18歳以上21歳未満の者	令和5年7月1日～ 令和5年10月11日まで	【1次】 令和5年10月21日 【2次】 令和5年12月13日～ 令和5年12月15日の1日
防衛医科大学校 （看護学科学生）		令和5年7月1日～ 令和5年10月4日まで	【1次】 令和5年10月14日 【2次】 令和5年11月25日～ 令和5年11月26日の1日

※受験資格等細部につきましては、自衛隊弘前地域事務所へお問い合わせ下さい。

■受験等についてのお問合せ

自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所（〒036-8093 弘前市城東中央3丁目9-19）

☎・F 27・3871



(8) 受験希望者のうち過去の認定試験において、一部の科目に合格している者(科目合格者)は科目合格証書(原本)を提出する。

9 試験実施期日等

(1) 実施期日は、令和5年10月19日(木)とする。

(2) 時間割は以下のとおりとする。

区分	午前		午後		
試験科目	国語	社会	数学	理科	外国語(英語)
時間	10:00 ～ 10:40	11:00 ～ 11:40	13:00 ～ 13:40	14:00 ～ 14:40	15:00 ～ 15:40

(3) 地震や風水害等の自然災害による試験の中止や公共交通機関等の遅れ等により、(1)に定める期日に試験を受験できなかった者を対象として、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、再試験を実施することができる。

10 試験方法

試験方法は、筆記とする。なお、障害により試験の実施に際し特別の配慮を必要とする場合は、別途これを協議する。

11 試験の免除

(1) 以下の検定試験の合格者に対して、本人の願い出により、『外国語(英語)』の試験の免除を認める。

検定試験の名称	実施団体	審査の級
実用英語技能検定	公益財団法人日本英語検定協会	3級以上の合格者
英語検定試験	公益財団法人全国商業高等学校協会	3級以上の合格者
国際連合公用語英語検定試験	公益財団法人日本国際連合協会	E級以上の合格者

(2) 特別の配慮を要すると認められる者(※)に対して、以下の措置を設ける。

①日本語能力試験(実施団体:独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会)においてN2(2級)以上の合格者に対して、本人の願い出により、『国語』の試験の免除を認める。

②本人の願い出により、振り仮名付き問題冊子の使用を認める。

※「特別の配慮を要すると認められる者」とは、以下のとおり。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 日本の国籍を有する者であって、2年以上継続して外国に居住していた者(試験の出願期間の最初の日から数えて3年以内に帰国した者に限る。)

ウ 上記に準ずる者として文部科学大臣が認める者

12 試験会場

各都道府県教育委員会の推薦等により、文部科学省において決定する。

13 合格発表

令和5年11月28日(火)(結果通知発送予定)

発表の方法は、直接本人宛ての通知をもって行うこととし、全科目合格者には認定証書を、科目合格者には科目合格証書を、その他の者には結果通知をそれぞれ送付する。また、希望する都道府県教育委員会に対しては、それらの者の氏名等を通知する。

14 実施に必要な経費

各都道府県教育委員会における経費については、試験監督謝金及び旅費、消耗品費等を予算の範囲内で支出委任する。

15 その他

(1) 試験の施行期日等の告示

認定試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ文部科学省のホームページを用いて公表する。

(2) 受験案内及び出願に必要な諸用紙は、各都道府県教育委員会及び文部科学省に備えておくこととし、受験希望者は原則として、直接又は市町村教育委員会を通じてこれを各都道府県教育委員会に請求する。なお、受験案内は、市町村教育委員会においても事務用として備えておくこととする。

令和5年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験実施要項

1 趣旨

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）は、病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子（以下「就学義務猶予免除者」という。）等について、中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられる。

なお、令和5年度の認定試験は本要項に基づき実施する。

2 実施主体

認定試験は、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、文部科学大臣が行う。

3 受験資格

次の（１）から（４）までのいずれかに該当する者とする。

（１）就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、令和6年3月31日までに満15歳以上になるもの

（２）保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、令和6年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの

（３）令和6年3月31日までに満16歳以上になる者（（１）及び（４）に掲げる者を除く。）

（４）日本の国籍を有しない者で、令和6年3月31日までに満15歳以上になるもの

4 試験科目

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）

5 受験案内配布期間

令和5年7月3日（月）から同年9月1日（金）までとする。（各都道府県教育委員会及び文部科学省にて配布。）

6 願書受付期間

令和5年7月3日（月）から同年9月1日（金）までとする。（令和5年9月1日の消印があるものは有効とする。）

7 出願方法

受験案内に添付してある封筒を使用し、以下の書類を文部科学省宛てに簡易書留で郵送する。持参による願書受付は原則として行わない。

（１）認定試験願書・履歴書

（２）住民票又は戸籍抄本（本籍が記載してあるもの）の写し1通（いずれも出願前6か月以内に交付を受けたもの）

（３）写真2枚（出願前6か月以内に撮影した無帽・正面上半身のもの）

（４）市町村（特別区を含む。（５）において同じ。）の教育委員会の作成した就学義務の猶予又は免除を受けた旨の証明書（「3 受験資格」の（１）に該当する者に限る。）

（５）市町村の教育委員会の作成した中学校を卒業できないと見込まれることについてのやむを得ない事由に関する書類（「3 受験資格」の（２）に該当する者に限る。）

8 願書受付

（１）受験希望者は、文部科学省に「7 出願方法」で示す出願書類を提出する。

（２）文部科学省は、明らかに受験資格のない受験希望者については、その旨説明した上で出願書類を受験希望者に返却する。

（３）「3 受験資格」の（２）に該当する受験希望者については、受験資格の有無を文部科学大臣が判断し、その結果受験資格のない受験希望者については、その旨説明した上で出願書類を受験希望者に返却する。

（４）文部科学省は、受験資格を有する受験希望者に対して受験票を交付する。

（５）文部科学省は、受験地の都道府県教育委員会に対して出願書類のうち、受験者票は原本を、その他の必要な書類は写しを送付する。

（６）受験希望者のうち「11試験の免除」の（１）又は（２）に該当し、免除を申請する者は、知識及び技能に関する審査に合格したことを証明する書類（原本）を提出する。

（７）受験希望者のうち「11試験の免除」の（２）に該当し、免除又は振り仮名付き問題冊子の使用を申請する特別の配慮を要すると認められる者で外国籍の者については、「7 出願方法」の（２）の書類で確認し、日本国籍を有する者については、2年以上継続して外国に居住したことを証する書類及び令和2年7月3日以降に帰国したことを証する書類（パスポートの写し等）を提出する。また、帰化した者等については、「7 出願方法」の（２）の書類に帰化等の事実を記載して提出する。



熱中症が増えています

予防のためのポイント



熱中症警戒アラートを活用しましょう

アラート発表時には、

- のどが渇く前に水分・塩分を補給しましょう
- エアコンを適切に使用しましょう
- 高齢者等に声を掛けましょう
- 不要不急の外出は避けましょう
- 暑さ指数に応じて、外での運動は、原則、中止/延期をしましょう



「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

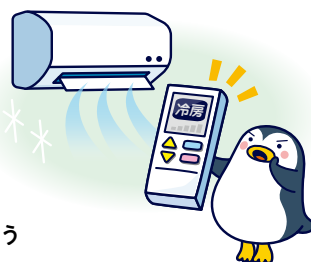
友達追加はこちら➡



エアコンをしっかりと使いましょう

熱中症は室内でも夜でも発生し、命に関わる問題です

- 無理な節電をせず、夜もしっかり使用しましょう
- 日中はすだれなどで日差しを和らげるなど上手に使いましょう



注意! 停電時など、どうしてもエアコンが使えないときには

- 日光を遮り、風通しをよくしましょう
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぎましょう
- できる限り、冷房設備が稼働しているところへ避難しましょう
- 停電時の断水に備え、飲み水を備蓄しましょう
- 電力需給ひっ迫時には、浴槽やバケツに水を貯めておきましょう



● 広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>

今月の表紙



気温も徐々に上がり、夏本番へと向かっているようです。

少しでも涼しい気持ちになっていただければと思い表紙の写真にしました。

撮影地は高野新田地区の奥地です。

広報おおわに No.738
令和5年7月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0292
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 4,000部



わになって みんなボカボカ 大鰐町



大鰐町H.Pへ
ジャンプします